

明治・大正レトロ文化発信拠点管理運営業務 仕様書

1 目的

石川県の「兼六園周辺文化の森」は、各時代の歴史的建造物や文化施設が重層的に集積する全国有数のエリアであり、明治期の建物を活用した国立工芸館の移転・開館以来、特に明治・大正期のレトロな雰囲気を楽しむ観光への人気が高まっている。

そこで、石川四高記念文化交流館等を活用し、「オリジナルグッズの販売ショップ」（以下、「ショップ」という。）及び「レトロ衣装体験室」（以下、「衣装体験室」という。）を整備中であり、令和5年10月頃にオープン予定である。

ショップ及び衣装体験室の管理運営は、オリジナルグッズの販売に留まらず、グッズの開発や貸衣装の調達・クリーニング等、民間のノウハウの活用が必要であり、広く一般に向けて企画提案を募集する。

2 施設の概要

(1) 建物名称

石川四高記念文化交流館及び旧門衛所

(2) 所在地

金沢市広坂2-2-5

(3) 面積

<ショップ>18.7 m² (左)

<衣装体験室>66.1 m² (右)

合計：84.8 m²



(4) 建物管理者

<ショップ>石川四高記念文化交流館及び石川県土木部公園緑地課
(所有者：北陸財務局)

<衣装体験室>石川四高記念文化交流館 (所有者：文部科学省)

※県に無償貸付された国有財産であるため、営利目的や利益を上げる行為は不可。

3 業務委託の内容

(1) 契約期間

契約日から令和6年3月31日までとする。

(2) 業務委託料

24,800千円

売上は全て石川県の収入とすること。

(3) 管理運營業務の内容

<ショップ>

- ① 四高記念文化交流館に関連するオリジナルグッズ（県開発グッズ含む）や食品、県内のミュージアム等から販売を受託したグッズなどの商品を開発・販売すること
（県開発グッズ例）
地元企業とコラボしたレトルトカレー、昔ながらのラムネ・アイスクャンデー、四高建物のマスキングテープ、七尾ろうそく、キーホルダー、地元作家のグッズ など
（受託販売グッズ例）
金沢大学オリジナルグッズ、西田幾多郎記念哲学館ミュージアムグッズ、鈴木大拙館ミュージアムグッズ、金沢湯涌夢二館ミュージアムグッズ など
- ② 商品の在庫管理をすること
- ③ 県等が周辺で行う各種イベント（オープニングイベント等）の実施に積極的に協力すること
- ④ 顧客情報や商品情報（在庫、売行きなど）など、店舗運営や経営分析に必要な情報を適切に収集・管理すること。
- ⑤ 建築物などのレトロ文化の魅力発信に関すること

<衣装体験室>

- ① 明治・大正期を感じさせるレトロな、またはモダンな柄の入った衣装（明治・大正期の着物と袴を組み合わせた「女学生スタイル」は必須）を取りそろえること
- ② 顧客に対し、着付・脱衣の管理・返却を行うこと
- ③ 使用した衣装は、汚れ等を確認し、衛生上適切に保つこと
- ④ 県等が周辺で行う各種イベント（オープニングイベント等）の実施に積極的に協力すること
- ⑤ 顧客情報や貸出状況（在庫、人気の柄など）など、店舗運営や経営分析に必要な情報を適切に収集・管理すること。

(4) 休業日及び営業時間

<ショップ>

- ① 休業日：年末年始
- ② 営業時間：午前9時～午後5時

<衣装体験室>

- ① 休業日：12月～1月
- ② 営業時間：午前9時～午後5時

(5) 管理運營業務に関する条件

- ① 四高記念文化交流館条例を遵守すること
- ② 販売に要する各種許可や免許を取得すること
- ③ クレジットカードや交通系 IC カード等の主要な電子マネー（外国人向けのサービスを含む）での決済に対応すること
- ④ POS レジを使って商品の売上等の情報をきめ細かく管理すること
- ⑤ ショップ及び衣装体験室における接客業務等を適切に行うために必要な人員を配置すること
- ⑥ 店舗全体の管理運営や県との調整等を行う責任者との連絡体制を構築すること
- ⑦ 労働関係法令を遵守し、適正な労務管理を行うこと
- ⑧ 自己の負担で店舗運営に必要な火災保険契約以外の各種損害保険に加入すること
- ⑨ ショップ及び衣装体験室の施設管理（開錠、施錠、備品管理等）について、四高記念文化交流館職員と共同で行うこと
- ⑩ 本事業を通じて取得した個人情報については、本委託業務に係る目的のために使用することとし、その他の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない

(6) 管理運営事業者が負担する経費

- ① 以下を例示とする店舗管理運営諸経費
 - ・ 人件費（採用経費を含む）
 - ・ 仕入代金及び仕入に伴う諸経費
 - ・ POS レジの導入および運用費用
 - ・ クレジット手数料および電子マネー手数料
 - ・ 包装紙や管球等の消耗品費
 - ・ 試食や試飲等の店内販促費
 - ・ 清掃費、廃棄物処理費、衛生管理費
 - ・ 冷蔵庫等の備品類のメンテナンス経費
 - ・ 管理運営事業者がショップ及び衣装体験室以外の場所に独自に設置する倉庫、事務所等の賃貸経費
- ② 管理運営事業者が、故意または過失によりショップ及び衣装体験室等を損傷し、または滅失したときは、運営事業者の負担により原状回復すること。また、県に別に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。
- ③ ショップ及び衣装体験室の運営にあたって、第三者に損害が生じた場合、管理運営事業者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が運営事業者の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。
- ④ 県は、運営事業者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、運営事業者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償するものとする。

- ⑤ 管理運営事業者は、ショップ及び衣装体験室の日常的な点検を行い、その機能及び美観を維持すること。なお、施設及び設備の大規模な修繕や改修を行おうとするときは、県と協議すること。

※県の負担：光熱水費、火災保険、WEBサイトに関する経費（保守も含む）

(7) 売上の引継ぎ

売上は、四高記念文化交流館の出納員又は現金出納員に引き継ぐこと。

なお、ショップの売上のうち、販売受託商品の売上は、別途覚書に従い、販売委託業者へ支払うものとする。

(8) 協議事項

本仕様書に記載のない事項については、県と協議を行うこと。